

1 年未満保存

基労補発第 1009001 号
平成 14 年 10 月 9 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

長期未処理事案の報告について

長期未処理事案については、平成 14 年 3 月 12 日付け基労発第 0312001 号「労災補償行政の運営に当たって留意すべき事項について」により指示されているところであるが、各局の努力により、平成 12 年度以前に受け付けた事案で未処理となっているものについて、本年 3 月末の件数が 9 月末現在で 3 分の 1 に減少するなど、一定の効果を上げているところである。今後とも、平成 12 年度以前受付事案については、年内完全処理に向けて進行管理をよろしく願います。

また、平成 13 年度中受付事案については、上記通達により「平成 14 年度内の処理を徹底するため、最重点処理事案として組織的かつ計画的に処理することとする。」とされているところ、既に受付後 1 年を経過した、平成 13 年度受付事案について、本省においても処理経過を把握する必要がある。

については、平成 13 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに請求を受け付けた事案で、支給（不支給）決定を行っていないもの（第三者行為災害のうち請求人が自賠先行を希望し保険給付の決定を保留しているものを除く。）について、平成 14 年 10 月 30 日までに別紙により本省補償課業務係あてに報告（FAX 可）されたい。

（注）前回の報告では脳・心臓疾患事案及び精神障害事案は対象外であったが、本報告では対象となっていることに留意すること。

別紙

平成13年4月から9月受付未処理事案一覧表(平成14年9月30日現在)

()局 枚目/ 枚中

No.	署	請求人氏名	受付年月日	区分	処理状況
			請求の種類(様式番号)		
			平成 年 月 日	1 負傷	1 調査中(不足事項)
			5・7(16の3・16の5)	2 疾病	()
			8(16の6)・10(16の7)	(疾病名:)	
			11・12(16の8)	3 三者行為	
			15(16の9)・その他()	4 その他	
				()	2 取りまとめ中
			平成 年 月 日	1 負傷	1 調査中(不足事項)
			5・7(16の3・16の5)	2 疾病	()
			8(16の6)・10(16の7)	(疾病名:)	
			11・12(16の8)	3 三者行為	
			15(16の9)・その他()	4 その他	
				()	2 取りまとめ中
			平成 年 月 日	1 負傷	1 調査中(不足事項)
			5・7(16の3・16の5)	2 疾病	()
			8(16の6)・10(16の7)	(疾病名:)	
			11・12(16の8)	3 三者行為	
			15(16の9)・その他()	4 その他	
				()	2 取りまとめ中
			平成 年 月 日	1 負傷	1 調査中(不足事項)
			5・7(16の3・16の5)	2 疾病	()
			8(16の6)・10(16の7)	(疾病名:)	
			11・12(16の8)	3 三者行為	
			15(16の9)・その他()	4 その他	
				()	2 取りまとめ中